

一宮市立地適正化計画

令和2年8月



目 次

序論 立地適正化計画について

1	立地適正化計画制度とは -----	1
2	立地適正化計画策定の背景・目的 -----	2
3	立地適正化計画に定める事項など -----	3
4	計画の位置づけと上位関連計画 -----	4
(1)	第7次一宮市総合計画 -----	5
(2)	一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略 -----	6
(3)	第2期 一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略 -----	7
(4)	尾張都市計画区域マスタープラン -----	8
(5)	一宮市都市計画マスタープラン -----	10
(6)	第2次一宮市公共交通計画 -----	11
5	計画の対象区域と計画期間 -----	12
(1)	対象区域 -----	12
(2)	計画期間 -----	12
6	計画策定の流れ -----	13
(1)	検討体制 -----	13
(2)	計画策定の経緯 -----	13

第1章 都市構造上の課題に対する分析・整理

1	都市構造の把握 -----	15
(1)	人口 -----	15
(2)	土地利用 -----	19
(3)	公共交通 -----	24
(4)	都市機能 -----	26
(5)	災害 -----	30
(6)	財政 -----	32
2	課題の分析・整理 -----	34
(1)	人口 -----	34
(2)	土地利用 -----	34
(3)	公共交通 -----	34
(4)	都市機能 -----	35
(5)	災害 -----	35
(6)	財政 -----	35

第2章 立地適正化計画に関する基本的な方針

1 立地適正化計画の基本方針 -----	37
(1)まちづくりの方針(ターゲット) -----	37
(2)目指すべき都市構造 -----	38
2 都市機能・居住の誘導方針 -----	39

第3章 都市機能誘導区域について

1 都市機能誘導区域の設定の考え方 -----	41
(1)都市機能誘導区域とは -----	41
(2)区域の設定方針 -----	42
2 都市機能誘導施設の設定の考え方 -----	43
(1)都市機能誘導施設とは -----	43
(2)誘導施設の設定方針 -----	43
3 誘導区域及び誘導施設 -----	44
(1)一宮駅周辺地区 -----	44
(2)尾西庁舎周辺地区 -----	46
(3)木曽川駅周辺地区 -----	48
(4)丹陽町出張所周辺地区 -----	50
(5)大和町出張所周辺地区 -----	52
(6)今伊勢町出張所周辺地区 -----	54
(7)奥町出張所周辺地区 -----	56
4 誘導施策 -----	59
(1)国などが直接行う施策 -----	59
(2)国の支援を受けて行う施策 -----	60
(3)本市が独自に行う施策 -----	60
(4)届出制度について -----	61

第4章 居住誘導区域について

1 居住誘導区域設定の考え方 -----	63
(1)居住誘導区域とは -----	63
(2)区域の設定方針 -----	64
2 居住誘導区域 -----	67
3 誘導施策 -----	69
(1)居住誘導施策 -----	69
(2)届出制度について -----	69

第5章 計画の評価

1 目標値の設定 -----	71
2 進捗管理 -----	72

資料編

用語解説 -----	73
土地利用実態構成比について -----	76
市民アンケート調査結果 -----	78
委員会設置要綱 -----	94
委員会名簿 -----	95
策定経緯 -----	97

一宮市立地適正化計画

令和2年8月

発行/一宮市
編集/まちづくり部都市計画課
〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号
TEL: 0586-28-8632 (ダイヤルイン)
FAX: 0586-73-9218

